

令和7年7月定例総会議事録

- 日 時 令和7年7月18日（金） 午前9時30分～午前10時20分
- 場 所 佐賀市役所 大財別館 4階 4-1、4-2 会議室
- 出席者 別紙名簿のとおり
- 次 第
1. 開 会
 2. 報 告
 - 第1号 農地法第3条の3届出
 - 第2号 農地法第18条合意解約通知
 - 第3号 使用貸借解約通知
 3. 局長専決処分報告
 - 第1号 農地法第5条による届出
 4. 議 案
 - 第1号議案 取消願（農地法第3条の規定による許可）
 - 第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請
 - 第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請
 - 第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請
 - 第5号議案 農用地利用集積等促進計画 所有権移転
 - 第6号議案 農用地利用集積等促進計画 利用権設定
 - 第7号議案 非農地通知について
 5. 閉 会

午前9時30分 開会

○ 会長

皆さん、おはようございます。

連日、日本各地で雨が降り、猛暑が続いています。

また、九州にはないですが、東北で熊の出没があり、大変心配です。熊は餌がないと、山から下の方に下りてくる習性があります。九州においては、イノシシの被害等がありますけれども、鳥獣被害も至るところで出てきているようです。とにかく、人を襲うという熊の被害が一番心配なところだと思います。今後、国を挙げて、色々な対策がなされると思いますので、注意喚起をしていただきたいと思います。

また、暑い日が続いていますので、皆さん熱中症には気を付けていただきたいと思います。

最後に、7月20日に選挙がありますので、皆さん必ず行っていただきたいと思います。

それでは先ほどの報告のとおり、本日の出席委員は24名で、定足数に達しておりますので、ただいまから佐賀市農業委員会令和7年7月定例総会を開会します。

本日の付議すべき事項としては、報告第1号 農地法第3条の3届出19件、報告第2号 農地法第18条合意解約通知23件、報告第3号 使用貸借解約通知2件、局長専決処分報告第1号 農地法第5条による届出2件。

議案としては、第1号議案 取消願（農地法第3条の規定による許可）1件、第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請11件、第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請1件、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請6件、第5号議案 農用地利用集積等促進計画 所有権移転33件、第6号議案 農用地利用集積等促進計画 利用権設定135件、第7号議案 非農地通知について1件。

以上となっております。

ここで、皆さんに報告します。

現地調査については、南部は7月9日、北部は7月10日に行っております。また、調査会については、南部が7月11日、北部が7月14日に開催したことを報告します。

会議に入る前にお断りします。議事進行上、発言される場合は、挙手をして、議長が指名してから発言してください。

携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにしてください。

また、本日の議事録署名人には、佐賀市農業委員会会議規程第14条第2項の規定に基づき、11番委員の山田智委員、12番委員の平尾泰弘委員の両名を指名します。

次に、ここで「常設審議委員会」に意見を求める案件について、今回は無かったことを報告します。

それでは、これより報告事項に入ります。

議案書 1 ページから 5 ページまでをお開きください。

報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 届出

1～19

○ 会長

報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 届出、報告番号 1 番から 19 番までの 19 件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書 6 ページから 10 ページまでをお開きください。

報告第 2 号 農地法第 18 条合意解約通知

1～23

○ 会長

報告第 2 号 農地法第 18 条合意解約通知、報告番号 1 番から 23 番までの 23 件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書 11 ページをお開きください。

報告第 3 号 使用貸借解約通知

1・2

○ 会長

報告第 3 号 使用貸借解約通知、報告番号 1 番及び 2 番の 2 件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書 12 ページをお開きください。

局長専決処分報告第 1 号 農地法第 5 条による届出

1・2

○ 会長

局長専決処分報告第 1 号 農地法第 5 条による届出、報告番号 1 番及び 2 番の 2 件について、御意見はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書 13 ページをお開きください。

第 1 号議案 取消願（農地法第 3 条の規定による許可）

1

○ 会長

第 1 号議案 取消願（農地法第 3 条の規定による許可）、審議番号 1 番を議題とします。
北部調査会の審査の報告をお願いします。

○ 北部調査会長

報告します。

審議番号 1 番は、普通売買の案件で、令和 7 年 1 月に農地法第 3 条の許可を受けていましたが、許可後、譲受人の意向が変わり、売買に至らなかったことから、取消願が提出されたものです。

委員から、具体的な取消事由について質問があり、事務局から、許可している農地の一部が、譲受人の思っていた農地の場所と違っていたため、申出人双方の話し合いにより、許可を取り消すこととなったと聞いている旨の説明がありました。

また、委員から、現在の農地の管理について確認があり、委員から、周辺の耕作者が申請地周囲の草刈り等の管理されている旨の説明がありました。

その他、この案件について調査会において審査したところ、取消事由はやむを得ないと判断し、願い出どおり取消相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ 会長

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、願い出どおり承認することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号1番については、願い出どおり承認することに決定しました。

次に、議案書14ページをお開きください。

第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請

1～3

○ **会長**

第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請、審議番号1番から3番までの3件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○ **南部調査会長**

報告します。

審議番号1番から3番までの3件は、普通売買の案件です。

各案件については、地元農業委員及び推進委員による現地調査を含め、取得後、全ての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見て問題がないことから、別添の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たすと判断し、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ **会長**

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この3件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、この3件については、一括審議・一括採決を行います。
それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。はい、どうぞ。

○ **委員**

3番について、今回新規就農になっていますが、関係者もない全くの新規就農ということですか。

○ **会長**

事務局どうぞ。

○ **事務局**

イチゴを栽培される予定です。南部調査会資料にもつけていますが、全くの新規就農であり、今は市内のイチゴ農家で研修をされているところです。

○ **会長**

委員どうぞ。

○ **委員**

現在は、別の仕事をされているのですか。もともと会社員等だったのでしょうか。

○ **会長**

事務局お願いします。

○ **事務局**

今現在の職業は聞いておりません。1年ほど前からイチゴの研修中と聞いています。

○ **会長**

はい。委員どうぞ。

○ **委員**

申請者は、市内のイチゴ農家で研修中で、その後にハウスを新設して就農されると聞いています。

○ **会長**

今の地元委員からの説明でよろしいですか。

○ **委員**

面積的に広がったので、どうかと思ったところでした。ありがとうございました。

○ **会長**

他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。この3件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号1番から3番までの3件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書14ページから16ページまでをお開きください。

第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請

4～11

○ **会長**

審議番号4番から11番までの8件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○ **北部調査会長**

報告します。

審議番号4番から8番までの5件は普通売買の案件、審議番号9番から11番までの3件は贈与の案件です。なお、審議番号6番は、新規就農の案件であることから、調査会において申請人説明を求めました。

審議番号4番及び5番について、委員から成年後見人が譲渡人であることに問題がないかとの確認があり、事務局から、成年後見人は不動産売買の権限も有しているため、法的に問題がない旨の説明がありました。

審議番号6番について、委員から、農業の経験について確認があり、申請人から、私は手伝い程度の素人ですが、農業経験のある父親の支援を受けながら農業を行い、農業用機械は父親の実家から借りる予定である旨の回答がありました。

また、委員から、申請地が今後、父親が営む造園業の用途に利用されることはないかとの確認があり、申請人から、申請地を造園業の用途では利用せず、水稻の栽培を行う旨の回答がありました。

さらに、委員から、今後の農地の取得予定について確認があり、申請人から、今後も農地の取得を検討していく計画である旨の説明がありました。

審議番号9番及び10番について、委員から贈与の理由について確認があり、事務局から、譲渡人は高齢のため経営規模縮小を図っており、継続的に耕作してもらえる方に譲渡

されている旨の説明がありました。

その他、各案件については、地元農業委員及び推進委員による現地調査を含め、取得後、全ての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見て問題がないことから、別添の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たすと判断し、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ **会長**

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。この8件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、この8件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この8件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号4番から11番までの8件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書17ページをお開きください。

第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請

1

○ **会長**

第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請、審議番号1番を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○ **南部調査会長**

報告します。

審議番号1番は、転用目的が「農家住宅の敷地拡張」の農振除外を経た案件で、申請人は、農業を営んでいますが、今般、土地の調査をしたところ、住宅敷地の一部が農地であることが判明したため、適法化したく、申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、また、申請地を許可なく転用されていた件についても悪意は認められず、許可相当と判断しました。

農地区分は、「特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）のb。

許可基準は、「既存施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）」に該当するため、第1種農地イの（イ）のeの（e）と決定しております。

以上のことから、この案件については、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ **会長**

ありがとうございました。

それでは、審議番号1番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号1番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書18ページをお開きください。

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請

1

○ **会長**

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号1番を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○ 南部調査会長

報告します。

審議番号1番は、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は、閑静な集落内にあり、県道に近く交通の便もよいことから、住宅地に適地と判断し、申請されたものです。

委員から、申請地周囲に繁茂する樹木等について確認したところ、申請人から、東側を除く周囲の木や竹は、全部、撤去を計画しており、東側の樹木についても、隣接する宅地の所有者が目隠しのため植えたものであり、所有者が希望されれば撤去する旨の回答がありました。

また、委員から、申請地南側から西側にかけての水路との境界について、既存の木柵が機能していないようなので、コンクリート板柵護岸を検討できないか確認したところ、申請人から、コンクリート板柵護岸も検討したが、設置費用が高額であり、売出し価格も高騰してしまうため断念したとの説明がありました。

さらに委員から、申請地内水路際までの法面の雑草管理等について、後々、購入者とトラブルが発生しないよう、しっかり対応してもらいたいとの意見が出され、申請人から、法面については防草シートを張る計画である旨の説明がありました。

さらに委員から、申請地北側の道路との境界について、側溝を設置する計画はないのか確認したところ、申請人から、雨水排水については、溜桝を設置し、南側水路へ放流する計画であり、北側に側溝は計画していません。北側に側溝を設置するとなると、価格に大きく影響するため、価格も含め検討したい旨の回答がありました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

以上のことから、この案件については、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ 会長

ありがとうございました。

それでは、審議番号1番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号1番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書18ページ及び19ページをお開きください。

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請

2～6

○ **会長**

審議番号2番から6番までの5件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○ **北部調査会長**

報告します。

審議番号2番は、転用目的が「分家住宅」の案件で、申請人は現在、借家に居住していますが、住宅の建設を計画したところ、申請地は、実家に隣接し、適地と判断し申請されたものです。

地元委員の説明などから、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するので、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

審議番号3番は、転用目的が「貸産業廃棄物処理施設の敷地拡張」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請人は現在、産業廃棄物処理業を営んでいますが、廃棄物の搬入量が増加傾向にあり、破砕前の廃材や再生材を置く場所が不足しているため、申請地に敷地を拡張し、会社に貸

し出したく、申請されたものです。

委員から、申請地の周囲に設置する鋼板が、積み上げた資材等の加重により倒壊することはないのかとの質問があり、申請人から、資材は鋼板の高さ以上は積み上げない計画で、鋼板と資材置場には間を空け通路を設置するため、直接、鋼板に加重がかかることはない旨の回答がありました。

また、委員から、周辺には住宅もあることから住民には十分に配慮し、トラブル等がないようにしてほしいとの意見がありました。

その他、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当するので、第1種農地イの（ア）のa。

許可基準は、「既存敷地の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）」に該当するため、第1種農地イの（イ）のeの（e）と決定しております。

審議番号4番は、転用目的が「資材置場」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請人は、建設業を営んでいますが、事業拡大に伴い、資材置場が手狭となったため、申請地を資材置場として整備し、利用したく申請されたものです。

委員から、西側農地への通作路について確認があり、申請人から、今までどおり申請地内の現在ある通作路を、そのまま利用できる旨の説明がありました。

また、委員から、申請地北側及び東側の水路法面の雑草対策について質問があり、申請人から、張りコンクリートを施工する計画である旨の回答がありました。

さらに、委員から、オイル漏れや洗車時の水質管理について質問があり、申請人から、申請地には水道を引かず、洗車も行わないため水路への影響はないが、万が一、オイル漏れ等が発生した場合は、適切に対応する旨の回答がありました。

加えて、委員から、造成工事や資材置場の利用については、周辺住民に十分に配慮してほしいとの意見があり、申請人から、迷惑が掛からないように十分な配慮に努め、苦情等があれば真摯に対応していく旨の回答がありました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するので、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地力の（イ）と決定しています。

審議番号5番は、転用目的が「資材置場」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請人は、建設業を営んでいますが、事業の拡大に伴い、現在の資材置場が手狭となっていることから、申請地を資材置場として整備し、利用したく、申請されたものです。

委員から、申請地南側の法面の雑草対策について質問があり、申請人から、防草シートを設置する旨の回答がありました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するので、第2種農地力の（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地力の（イ）と決定しています。

審議番号6番は、転用目的が「資材置場の敷地拡張」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請人は、プレハブやトイレ等のレンタル業を営んでいますが、現在、資材置場及び駐車場として借りている土地が農地であることが判明したため、適法化したく申請されたものです。

委員から、申請地の裏山から流れている湧水の排水処理について確認があり、申請人から、敷地内の既存排水溝より水路に流れるようにしているため支障ない旨の回答がありました。

その他、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。また、申請地を許可なく転用されていた件についても悪意は認められず、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するので、第2種農地力の（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するので、第2種農地力の（イ）と決定しています。

以上のことから、この5件については、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ **会長**

ありがとうございました。

それでは、審議番号2番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号2番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号3番について質疑に入ります。

質疑ございませんか。はい、どうぞ。

○ **委員**

西側に県道と歩道がありますが、歩道に対する対策は何かされますか。

○ **会長**

事務局どうぞ。

○ **事務局**

西側の歩道の対策との質問でよろしいでしょうか。

○ **会長**

委員どうぞ。

○ **委員**

はい。今回はそこが入り口になるのですよね。元々は東側から入っていたのですよね。

○ **会長**

事務局お願いします。

○ **事務局**

はい。今までは東側から入られていて、今西側のほうに新しく県道が新設をされています。当面は東側から出入りをされる計画ですが、県道の完成後は西側から乗入れをされます。

○ **会長**

委員どうぞ。

○ **委員**

西側の歩道付近の対策は何かされますか。

○ **会長**

事務局お願いします。

○ **事務局**

申請地周囲に高さ2メートル程の鋼板を設置される計画になっています。また、申請地外にほこりや騒音がしないような計画になっています。

○ **会長**

委員どうぞ。

○ **委員**

鋼板を建てる際に、補強などされるのですか。

○ **会長**

私から少し説明させていただきますが、以前南部であった案件と同じように、擁壁をされる予定です。

○ **委員**

鋼板に、エッジ鋼を添えて倒れないようにするならばいいと思いますが、ただ鋼板を置くだけならば、歩道に倒れると危ないため、セットバックするなどを要望してもいいと思います。鋼板が倒れないような構造ならいいと思いますが、飛散防止なども考えて、高さも気を付けていただきたいと思います。

○ **会長**

既存のところも、エッジ鋼を添えて厚い鋼板を立てられていて、今回もそのように工事をされる予定です。他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号3番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号4番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号4番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号5番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号5番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号6番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号6番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書20ページから25ページまでをお開きください。

第5号議案 農用地利用集積等促進計画 所有権移転

1～25

○ **会長**

第5号議案 農用地利用集積等促進計画 所有権移転、審議番号1番から25番までの25件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○ **南部調査会長**

報告します。

審議番号1番から25番までの25件：151,522㎡について、調査会において審査したところ、計画どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ **会長**

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この25件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、この25件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この25件について、計画どおり承認することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号1番から25番までの25件については、計画どおり承認することに決定しました。

次に、議案書25ページから28ページまでをお開きください。

第5号議案 農用地利用集積等促進計画 所有権移転

26～33

○ **会長**

審議番号26番から33番までの8件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○ **北部調査会長**

報告します。

審議番号26番から33番までの8件：51,060㎡について、調査会において審査したとこ

ろ、計画どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ **会長**

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この8件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、この8件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この8件について、計画どおり承認することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号26番から33番までの8件については、計画どおり承認することに決定しました。

次に、議案書29ページから60ページまでをお開きください。

第6号議案 農用地利用集積等促進計画 利用権設定

1～122

○ **会長**

第6号議案 農用地利用集積等促進計画 利用権設定、審議番号1番から122番までの122件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○ **南部調査会長**

報告します。

審議番号1番から122番までの122件

新規 12件： 66,660 m²

更新 110件： 1,048,210.97 m²

について、調査会において審査したところ、計画どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ **会長**

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この122件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、この122件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この122件について、計画どおり承認することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。

よって、審議番号1番から122番までの122件については、計画どおり承認することに決定しました。

次に、議案書62ページをお開きください、審議番号128番を議題とします。

ここで皆さんにお諮りします。

この案件は、〇〇委員本人の案件となっており、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します。

そこで、〇〇委員には一時退室していただき、この案件を先に審議したいと思います。が、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、この案件を先に審議することに決定しました。

〇〇委員、退室願います。

〔委員 退室〕

○ **会長**

それでは、北部調査会の審査の報告をお願いします。

○ **北部調査会長**

報告します。

審議番号 128 番

更新 1 件： 4,919 m²

について、調査会において審査したところ、計画どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ **会長**

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、計画どおり承認することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号 128 番については、計画どおり承認することに決定しました。

〇〇委員の入室をお願いいたします。

〔委員 入室〕

○ **会長**

次に、議案書 60 ページから 64 ページまでをお開きください。

第 6 号議案 農用地利用集積等促進計画 利用権設定

128 を除く 123～135

○ **会長**

審議番号 128 番を除く、123 番から 135 番までの 12 件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○ **北部調査会長**

報告します。

審議番号 128 番を除く、審議番号 123 番から 135 番までの 12 件

新規 5 件： 22,926 m²

更新 7 件： 51,883 m²

について、調査会において審査したところ、計画どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ **会長**

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この 12 件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、この 12 件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この 12 件について、計画どおり承認することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。

よって、審議番号 128 番を除く、審議番号 123 番から 135 番までの 12 件については、計画どおり承認することに決定しました。

次に、議案書 65 ページをお開きください。

第 7 号議案 非農地通知について

1

○ **会長**

第 7 号議案 非農地通知について、審議番号 1 番を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○ **北部調査会長**

報告します。

審議番号1番について、地元農業委員による現地調査を行い、調査会において審査したところ、申出地は、山林、原野化等により再生が困難であるため、非農地相当と判断し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ **会長**

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、非農地とすることに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号1番については、非農地とすることに決定しました。

お諮りします。

佐賀市農業委員会令和7年7月定例総会議事録について、その字句、その他の整理を要するものについては、その整理を農業委員会会長に委任されたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、農業委員会会長に委任することに決定しました。

これをもちまして、本日の議事は全て終了しました。

佐賀市農業委員会令和7年7月定例総会を閉会します。

本日はありがとうございました。

午前10時20分 閉会